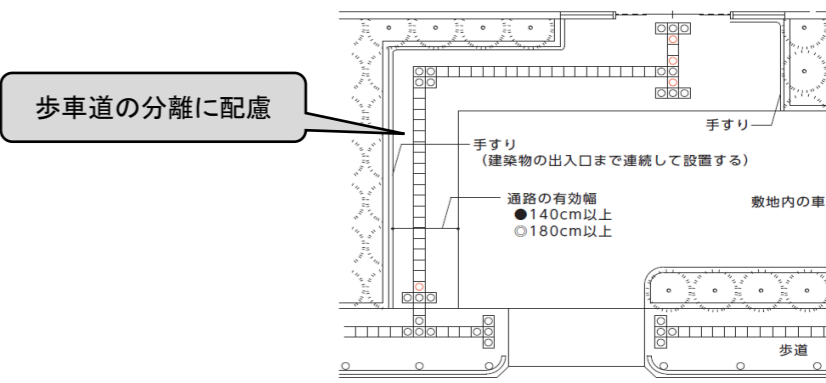
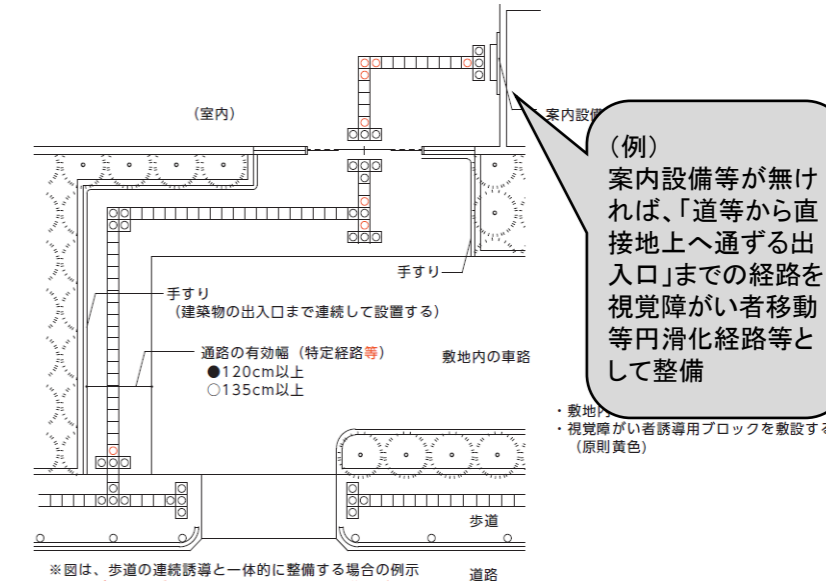
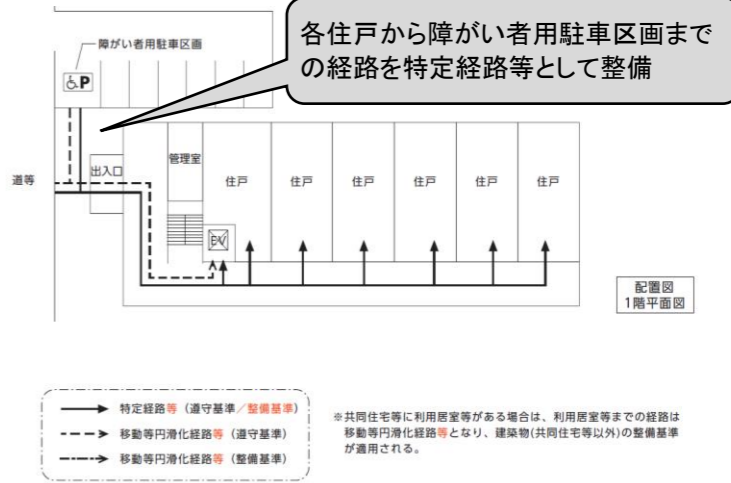
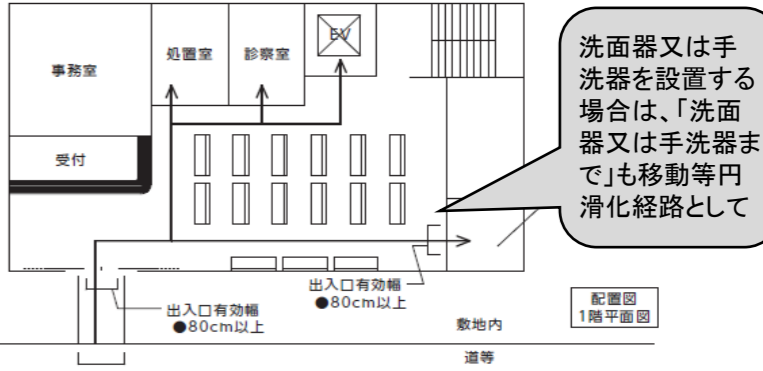


項目	東京都		町田市			都・市基準比較	改正理由・補足等
	基準	現行	基準	現行	改正案		
1	建築物 12敷地内の通路	遵守基準及び努力基準	(一) 略 (二) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(一)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (1)~(3) 略 (三) 略	遵守基準及び整備基準	(1) 略 (2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア~ウ 略 (3) 略	(1) 略 (2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 略 <u>イ 歩車道の分離に配慮すること。</u> ウ、エ 略 (3) 略	市独自 
	共同住宅等 10敷地内の通路	遵守基準及び努力基準	(一) 略 (二) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、(一)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (1)~(4) 略 (三) 略	遵守基準及び整備基準	(1) 略 (2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア~エ 略 (3) 略	(1) 略 (2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 略 <u>イ 歩車道の分離に配慮すること。</u> ウ~オ 略 (3) 略	
2	建築物 16案内設備等までの経路	遵守基準及び努力基準	(一) 道等から十五の項(二)の規定による設備又は十五の項(三)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(二)に定める基準に適合するものである場合 (二) 略	遵守基準及び整備基準	(1) 道等から15の項第2号の規定による設備又は同項第3号の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障がい者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合において、この限りでない。 (2) 略	(1) 道等から15の項第2号の規定による設備又は同項第3号の規定による案内所まで、 <u>それ以外の場合、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路は、そのうち1以上を、視覚障がい者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障がい者移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。</u> ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。 (2) 略	市独自 
共同住宅等 14案内設備等までの経路	努力基準	(一) 道等から十三の項(二)の規定による設備又は十三の項(三)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(二)に定める基準に適合するものである場合 (二) 略	整備基準	(1) 道等から13の項第2号の規定による設備又は同項第3号の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障がい者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障がい者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合において、この限りでない。 (2) 略	(1) 道等から13の項第2号の規定による設備又は同項第3号の規定による案内所まで、 <u>それ以外の場合、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路は、そのうち1以上を、視覚障がい者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障がい者移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。</u> ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。 (2) 略		

項目	東京都		町田市			都・市 基準 比較	改正理由・補足等
	基準	現行	基準	現行	改正案		
4 共同住宅等 1特定経路等	遵守基準	(一)、(二) 略 (三) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	遵守基準	(1)共同住宅等においては、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅等)にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。)までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この表において「特定経路」という。)にしなければならない。 (2) 略 (3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から障がい者用駐車区画までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この表において「特定経路等」という。)にしなければならない。 (2) 略 (3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。	市 独 自	<p><改正理由> 特定経路等として整備基準で規定する「各住戸から障がい者用駐車区画までの経路」を、遵守基準とし基準の強化を図る。また、現行規則では、各階の水平移動は特定経路であるが、延べ床面積2,000㎡未満かつ階数が4以下の共同住宅等における垂直移動は、特定経路等の適用除外となっている。そのため、延べ床面積2,000㎡未満かつ階数が4以下の垂直移動も特定経路等として整備することで、各階の水平移動を実質的に担保するよう基準を強化するため。</p> <p><補足> 特定経路等とは ①道等から各住戸までの経路 ②【追加】各住戸から障がい者用駐車区画までの経路</p> <p><参考></p> 
	努力基準	(一)、(二) 略 (三) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	整備基準	(1)、(2) 略 (3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	(1)、(2) 略 (3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。		
5 小規模建築物 1移動等円滑化経路等			遵守基準	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路にしなければならない。 ア 略 イ 建築物又はその敷地にみんなのトイレを設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等)から当該みんなのトイレまでの経路 (2) 移動等円滑化経路には、階段又は段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 当該建築物内において、上階及び下階との間の上下の移動に係る場合 イ・ウ 略	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路等にしなければならない。 ア 略 イ 建築物又はその敷地にみんなのトイレ又は洗面器若しくは手洗器を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等)から当該みんなのトイレ又は洗面器若しくは手洗器までの経路 (2) 移動等円滑化経路等には、階段又は段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 当該建築物内の上階及び下階との間の上下の移動に係る場合(みんなのトイレが地上階にある場合に限る。) イ・ウ 略	市 独 自	<p><改正理由> 現行規則において、小規模以外の建築物ではみんなのトイレに洗面器を設けることとしており、利用居室からみんなのトイレ(洗面器を含む)まで移動等円滑化経路として整備される。しかし、小規模建築物では、みんなのトイレに洗面器を設ける規定としていないため、トイレ以外に設置した場合の洗面器又は手洗器までの経路は、移動等円滑化経路等として整備しなくてもよいことになっている。このことから、小規模建築物に設置する洗面器又は手洗器までの経路も移動等円滑化経路等として規定し、洗面器又は手洗器までの経路の整備を図るため。</p> <p><参考></p> 

項目	東京都		町田市			都・市 基準 比較	改正理由・補足等
	基準	現行	基準	現行	改正案		
6 小規模共同住宅等 1特定経路			遵守基準	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。)までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この表において「特定経路」という。)にしなければならない。 (2)・(3) 略</p>	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から地上階にある各住戸までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この表において「特定経路」という。)にしなければならない。 (2)・(3) 略</p>	市独自	<p><改正理由> 小規模共同住宅等における現行規則では、2階建ての場合、2階部分は特定とならないが、3階建て以上の場合には、各階の水平移動が特定経路となる。一方で、垂直移動は特定経路としていない。この2階建てと3階建て以上における整備すべき水平移動の基準の差と、3階建て以上の場合に特定経路として整備すべき水平移動と、整備不要な垂直移動の基準の差について、特定経路を「道等から地上階にある各住戸までの経路」のみと整理することで差異を解消したいため。</p> <p><参考></p>